



長野県報

1月28日(月)
平成20年
(2008年)
第1934号

目 次

告 示

長野県議会定例会の招集（財政課）	1
介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（長寿福祉課）	1

公 告

一般競争入札（情報政策課）	1
土地区画整理共同施行者の変動の届出（都市計画課）	2
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（都市計画課）	2
土地改良事業の施行に伴う換地計画認可申請の審査結果の縦覧（農地整備課）	2

告 示

長野県告示第33号

平成20年2月20日、長野県議会定例会を長野市に招集します。

平成20年1月28日

長野県知事 村井 仁

財政課

公 告

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年1月28日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県電子計算機のデータ入力業務委託一式

(2) 役務の特質

電子計算機の処理に係るデータ入力業務

(3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 入札方法

数字、英字、カナ文字及び漢字の入力文字種別ごとの1文字当たりの単価（小数点以下第2位まで）並びに1文字平均単価（小数点以下第4位まで）について行います。1文字平均単価の算出は、入札説明書によります。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された数字、英字、カナ文字及び漢字の入力文字種別ごとの1文字当たりの単価に、それぞれ当該単価の100分の5に相当する額を加算した単価をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った単価の105分の100に相当する単価を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札

長野県告示第34号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成20年1月28日

長野県知事 村井 仁

指定居宅介護支援事業者

事業所の名称

事業所の所在地

指定した年月日

エフピー居宅介護支援事業所長野

長野県長野市大字鶴賀七瀬
362-1 七瀬東ビル204号

平成20年
1月16日

長寿福祉課

に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県企画局情報政策課

電話 026 (235) 7071

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 郵送（書留郵便又は配達記録郵便に限る。）による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 平成20年2月7日 午後5時

イ 提出場所 長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県企画局情報政策課

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年2月8日 午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎106号会議室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、1文字平均単価の最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 入札に当たっての留意事項

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

情報政策課

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第11条第7項の規定により、飯田市嶋土地区画整理共同施行者について、次のとおり変動の届出がありました。

平成20年1月28日

長野県知事 村井 仁

1 土地区画整理事業の名称

飯田市嶋土地区画整理事業

2 事務所の所在地

飯田市桐林505番地 飯田市役所竜丘支所内

3 施行認可の年月日

平成17年8月23日

4 新たに施行者となった者の氏名及び住所

氏名 清水 公博

住所 飯田市川路1802番地3

5 施行者でなくなった者の氏名

氏名 清水 武

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成20年1月28日

長野県知事 村井 仁

1 都市計画の種類及び名称

松本都市計画土地区画整理事業 元町土地区画整理事業

2 縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び松本市役所

都市計画課

公告

中条村による中条地区南平換地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画認可申請は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成20年1月28日

長野県長野地方事務所長 片山 昌男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成20年1月29日から2月26日まで

3 縦覧の場所

中条村役場

農地整備課